

# 館山市議会議員政治倫理条例施行規則

(平成29年2月21日議会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、館山市議会議員政治倫理条例（平成28年条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審査の請求)

第2条 条例第6条に規定する審査の請求は、審査請求書（別記第1号様式）を議長に提出して行うものとする。

(審査請求書受理後の手続)

第3条 議長は、市民から審査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対して、審査請求書に連署した者が館山市議会議員の選挙権を有するもの（以下次項において「有権者」という。）であるかの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査の請求を却下するものとする。

(1) 審査請求書に有権者の総数の500分の1以上の者の連署がないとき。

(2) 審査の請求をすることができない対象についてなされたものであるとき。

(3) 審査請求書の記載事項に不備があるとき。

3 議長は、審査の請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであると認めるときは、審査の請求をした市民に対して相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を審査の請求をした市民に書面により通知するものとする。

(説明会開催請求)

第4条 条例第14条の規定による議員からの説明会の開催  
請求は、説明会開催請求書（別記第2号様式）によるもの  
とする。

（開催請求書受理後の手続）

第5条 議長は、前条の請求書を受理したときは、請求者に  
開催日時及び開催場所を通知するとともに、当該開催日時  
及び開催場所を広報するものとする。

（補佐人による議員の説明の補佐）

第6条 議員は、説明会に補佐人の出席を求めることができ  
る。

2 議員は、説明会に補佐人の出席を求めようとするときは、  
あらかじめ書面でその旨を議長に通知しなければならない。  
この場合において、議員は補佐人の身分を明らかにしなけ  
ればならない。

（議長の説明会統括）

第7条 議長は、説明会の場の秩序を維持し、説明会に関す  
る事務を統括する。

2 説明会に出席した者は、議長の指示に従わなければなら  
ない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 記  
第1号様式（第2条）  
（その1）

年 月 日

館山市議会議長 様

（審査請求者）  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

審査請求書

館山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

審査請求対象議員
審査請求の対象となる事由
審査請求の対象となる事由の内容
審査請求の対象となる事由を証する資料

(その2)

審査請求者署名簿

館山市議会議員政治倫理条例第6条の規定により審査請求の対象となる事由を証する資料を添付して、(氏名) \_\_\_\_\_ 議員に係る審査を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

(審査請求者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(その3)

館山市議会議長が館山市選挙管理委員会に対して、署名した者が直近の選挙人名簿に登録されたものであるか確認を求めることについて同意します。

直近の有権者であることの確認欄	住 所	ふりがな	生年月日	印
		氏 名		
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	
	館山市		・ ・	

- (注) 1 住所・氏名は、自署すること。  
2 直近の有権者であることの確認欄は、記入しないこと。

第2号様式（第4条）

年 月 日

館山市議会議長 様

館山市議会議員 ⑩

説明会開催請求書

館山市議会議員政治倫理条第14条の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

○ 開催希望日                      年 月 日